

計画変更の手続きについて

計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。

提出書類 以下の書類を提出してください。

1 印の書類は、構造計算適合性判定を要する場合にあっては3部(正本1部、副本2部)提出してください。なお、正本に添える図書は、当該図書の設計者の記名及び押印が必要です。

連絡表

請求書送付先について

構造計画情報シート(建築物)

- 1 計画変更確認申請書(建築物 規則4号様式)第1面～5面
- 建築計画概要書(規則3号様式)
- 委任状(代理者が申請する場合(写し可))
- 建築士免許証(写)
(直前の確認又は検査の後に追加された設計者及び工事監理者のみ)
- 1 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写)
- 1 案内図
- 1 配置図
- 1 計画変更一覧表及び計画変更部分の床面積表(各階毎に明記)
- 1 計画変更する部分の変更前(マーカー等で色分け)・変更後の図面
- 1 変更に係わる図書(構造計算書等)

【注意事項】

総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特定行政庁と相談し、了解等を得てください。(公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様)

確認検査手数料について

- ・確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合をのぞく。)当該計画の変更に係わる部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の床面積を用いて算定します。
- ・全階避難検証法、耐火検証法等は全床面積の2分の1となります。

